

3 人目以降のお子様が生まれた世帯の皆様へ



～子育てファミリークーポン券のご案内～

平成 30 年度より、平成 30 年 4 月 2 日以降出生の第 3 子を含む 3 人以上の児童を養育している世帯に、毎年度 15,000 円分のクーポン券を交付しています。

クーポン券を使用できるサービス

□ 一時預かり保育（一般型）

保護者の急な仕事や病気等により家庭で保育できない場合や育児疲れ等によるリフレッシュ等の目的で、一時的に児童（未就学児）を預けることができます。

《実施施設》

施設名	住所	電話番号
にかほ保育園	院内字嶋田 70 番地	0184-32-3200
つぼみ保育園	院内字嶋田 70 番地	0184-62-8260
勢至保育園	金浦字木ノ浦山 17 番地 11	0184-38-2248
ひまわり保育園	象潟町字一丁目塩越 124 番地 1	0184-43-4600
認定こども園 仁賀保	平沢字町田 1 番地	0184-36-2479
白百合こども園	象潟町字上狐森 123 番地 3	0184-43-2456
明星こども園	象潟町関字西大坂 1 番地 20	0184-43-5622
星城こども園	象潟町小滝字舞台 64 番地 2	0184-44-2314

《利用料金》

	1 日	半日
0 歳児	2,000 円	900 円（昼食付は 200 円増し）
1～2 歳児	1,800 円	800 円（昼食付は 200 円増し）
3 歳児	1,400 円	600 円（昼食付は 200 円増し）
4～5 歳児	1,200 円	500 円（昼食付は 200 円増し）

□ショートステイ

保護者の疾病その他の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童又は親子等を一定期間児童福祉施設等において養育・保護します。

《ショートステイ実施施設》

施設名	住所	電話番号
聖園天使園	秋田市保戸野すわ町 1-58	018-838-1043
赤十字乳児院	秋田市広面字釣瓶町 100-3	018-884-1760

《利用料金》

申請者負担額（1日当たり）		
一般世帯	2歳未満	10,700円
	2歳以上	5,500円
	親子入所の保護者	1,200円
養育者世帯・市民税非課税世帯・市民税課税世帯のうちひとり親家庭	2歳未満	1,100円
	2歳以上	1,000円
	親子入所の保護者	300円
生活保護世帯・市民税課税世帯のうちひとり親家庭		0円

対象となる世帯について

平成30年4月2日以降出生の第3子を含む3人以上の児童を養育している世帯が対象となります。クーポン券を使用できるのは、対象となった世帯の未就学児です。

（世帯内の未就学児全員が就学するまで毎年度事業の対象となります。）

※ 年度の途中で世帯の状況が以下のとおり変更となった場合は、制度の対象外となります。世帯の異動の届出の際に、窓口にてお申し出いただくか、必ず子育て支援班までご連絡ください。

- ・児童が転出し別世帯となり、世帯内の児童が2人以下となった場合
- ・離婚等により父母がそれぞれ児童を引き取り、それぞれの世帯内の児童が2人以下となった場合
- ・児童が婚姻した場合
- ・申請保護者及び助成対象児童が県外に転出する場合 等

助成上限額

世帯につき1年度間で 15,000 円

(使い切れなかった金額を翌年度に繰り越すことはできません。)

有効期限について

クーポン券は当該年度末の3月31日まで使用することができます。世帯の児童全員が就学するまで毎年度対象となりますが、世帯の状況を確認するため、毎年度申請をお願いします。

クーポン券使用方法

保育サービス利用料支払い時に、クーポン券及び残額管理票を施設に提示してください。

なお、請求額が、残額管理票にある前回までの残額を超えた場合、超過分は現金でお支払いください。

また、クーポン券の台紙を使い切った場合は、子育て支援班（スマイル）、市民サービス班（象潟・金浦庁舎）に、助成金残額管理票・印鑑をお持ちのうえお越しください。ただし、クーポン券の残額がある場合に限りです。

にかほ市外の施設を利用する際は

クーポン券は県内他市町村でも使用することができます。ただし、クーポン券の形態が各市町村で異なっておりますので、帰省や里帰り出産の際に県内他市町村にて利用される際は、お手数ではございますが、必ず利用前に子育て支援班までご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、秋田県外では利用できませんのでご注意ください。

秋田県内の他市町村へ転出する際は

申請保護者及び助成対象児童が秋田県内の他市町村へ転出する場合、クーポン券の残額を引き継ぐことができます。残額証明書を交付いたしますので、転出の届出の際に必ず窓口にてお申し出ください。

注意

- ・にかほ市において「一時預かり (幼稚園型)」には利用できません。
- ・クーポン券には使用期限が記載されていますので、期限が切れた券は使用しないようにしてください。
- ・クーポン券及び残額管理票を紛失された場合でも再発行はできません。

その他、ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

にかほ市役所 市民福祉部 福祉事務所
こども家庭センター 子育て支援班
電話 ０１８４－３２－３０４０